

## 君津市優良建設工事表彰要領

### (目的)

第1条 この要領は、君津市が発注した建設工事（以下「工事」という。）において、特に優良と認められる成績で完成させた建設業者及び当該工事に係る技術者を表彰することにより、本市の工事を施工する建設業者の施工意欲を増進し、その技術の向上を図ることを目的とする。

### (表彰の対象)

第2条 表彰対象となる工事は、次の各号にいずれにも該当するものとする。

- (1) 最終請負金額が500万円以上の工事であること。
  - (2) 表彰年度の前年度（以下「表彰対象年度」という。）に完成した工事であること。
  - (3) 工事成績評定点が80点以上の工事（以下「優良建設工事」という。）であること。ただし、表彰年度において優良建設工事に該当する工事が無い場合には、成績評定点が75点以上の工事のうち、第1順位のもの（以下「優良建設工事奨励賞」という。）とし、複数あるときは、別表に定める優先順位が上位のものとする。
  - (4) 市内に事業所を有する者が受注した工事であること。
  - (5) 契約書、設計書、図面ならびに仕様書等に基づき誠実に施工され、その施工技術が他の模範と認められること。
- 2 前項の規定にかかわらず表彰の対象となる工事の建設業者が、次の各号のいずれかに該当する場合には表彰の対象としない。
- (1) 表彰対象年度以降に完成した工事において、65点未満の工事成績評定を受けたもの
  - (2) 表彰対象年度以降に、君津市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止等、表彰することが不相当であると認められる行為を行ったもの。

### (表彰の推薦)

第3条 建設工事の担当課長（以下「工事担当課長」という。）は、前条第1項に該当すると認められる工事があるときは、君津市建設工事表彰推薦書（様式第1号）を作成し、総務部管財課長に提出するものとする。

### (選定委員会)

第4条 表彰する工事の選定を行うため、君津市優良建設工事選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

- 2 選定委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は副市長をもって充て、副委員長は総務部長をもって充てる。
- 4 委員長は会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときには、

その職務を代理する。

6 委員は、次の職にある者をもって充てる。

企画政策部長、財政部長、市民生活部長、経済環境部長、建設部長、総務部次長、財政部次長、市民生活部次長、経済環境部次長、建設部次長  
(会議)

第5条 選定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときには、会議に工事担当課長その他の職員の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報告)

第6条 委員長は、会議の結果を君津市建設工事表彰報告書（様式第2号）により、市長に報告するものとする。

(被表彰者の決定)

第7条 市長は、前条の報告を受け被表彰者を決定する。

(表彰の時期及び方法)

第8条 表彰は、市長が定める日に表彰状を授与することにより行う。

(庶務)

第9条 選定委員会の庶務は、総務部管財課において処理する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月13日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

#### 別表

優先順位	項 目
1	検査職員（君津市財務規則第150条第2項に規定する検査員をいう。）の成績評定点が最も高い工事
2	監督職員（君津市財務規則第149条第2項に規定する監督員をいう。）の成績評定点が最も高い工事
3	工事担当課長の成績評定点が最も高い工事
4	契約金額が最も高い工事